

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人三浦久、同吉野高幸、同坂元洋太郎、同塘岡琢磨、同河野善一郎、同安部千春連名の上告趣意のうち、憲法二八条違反をいう点は、その実質において、単なる法令違反の主張であり、その余は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年九月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	関	根	小	郷	
裁判官	坂	本	吉	勝	
裁判官	高	辻	正	己	